

平成26年12月9日
高知県教育委員会

職員宿舎等使用料の改正について

職員宿舎等使用料について、国家公務員宿舎使用料の引上げ（激変緩和措置として3段階で実施）に準拠して改正

1 平成27年4月1日施行（第1段階）

- (1) 職員宿舎等及び自動車の保管場所の使用料（以下「職員宿舎等使用料」という。）に係る1平方メートル当たりの額（以下「単価」という。）を国家公務員宿舎等使用料の単価に準拠して別紙のとおり改正
- (2) 単身赴任手当を受給する職員（以下「単身赴任者」という。）に係る職員宿舎等使用料の単価については、現行の額
- (3) 職員宿舎の貸与を受けていた職員（以下「被貸与職員」という。）が単身赴任者となった場合は、被貸与職員と生計を一にする者が引き続き当該職員宿舎に居住することを認める。この場合における職員宿舎等使用料の額は、改正後の使用料の額に1.1を乗じて得た額
- (4) 宿舎の明渡しの要件に「宿舎の廃止をする必要が生じたとき」を追加
- (5) 明渡しを猶予している期間中の職員宿舎等使用料の額については、使用料の算定方法により算出した額に1.5を乗じて得た額としている現行の取扱いを、使用料の算定方法により算出した額とするよう改正

2 平成28年4月1日施行（第2段階）及び平成30年4月1日施行（第3段階）

- (1) 職員宿舎等使用料の単価を国家公務員宿舎等使用料の単価引上げ（平成28年4月1日施行及び平成30年4月1日施行）に準拠して改正